

介護老人福祉施設 北勝園 利用料金表 <従来型多床室>

※介護保険負担割合2割対象の方

令和3年4月現在 (単位10.14円)

介護度	介護保険サービス費(2割負担分)												サービス合計 × 1.014 (地域区分調整)	介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	介護保険負担限度額段階	居住費 (日)	食費 (日)	1ヶ月ご利用の場合の自己負担額合計 (目安31日)
	基本サービス費 (日)	日常生活継続支援加算(Ⅰ) (日)	看護体制加算Ⅰ (イ) (日)	看護体制加算Ⅱ (イ) (日)	夜勤職員配置加算Ⅰ(イ) (日)	栄養マネジメント強化加算 (日)	個別機能訓練加算(Ⅰ) (日)	個別機能訓練加算(Ⅱ) (月)	口腔衛生管理加算(Ⅱ) (月)	褥瘡マネジメント加算Ⅰ (月)	排せつ支援Ⅰ加算 (月)	科学的介護推進体制加算 (月)						
要介護1	573	36	6	13	22	11	12	20	110	3	10	50	42,702	4,697	第1段階	300	56,699	
															第2段階	370	70,959	
															第3段階	370	31,620	
															第4段階	855	79,825	
要介護2	641	36	6	13	22	11	12	20	110	3	10	50	46,977	5,167	第1段階	300	61,444	
															第2段階	370	75,704	
															第3段階	370	83,764	
															第4段階	855	131,969	
要介護3	712	36	6	13	22	11	12	20	110	3	10	50	51,440	5,658	第1段階	300	66,399	
															第2段階	370	80,659	
															第3段階	370	88,719	
															第4段階	855	136,924	
要介護4	780	36	6	13	22	11	12	20	110	3	10	50	55,715	6,129	第1段階	300	71,144	
															第2段階	370	85,404	
															第3段階	370	93,464	
															第4段階	855	141,669	
要介護5	847	36	6	13	22	11	12	20	110	3	10	50	59,927	6,592	第1段階	300	75,819	
															第2段階	370	90,079	
															第3段階	370	98,139	
															第4段階	855	146,344	

※令和3年4月1日から介護報酬改正により、ひたちなか市は地域区分7級地に該当しました。

* 1単位あたり10.14円の計算となります。

※上記の1ヶ月の利用料は、31日で計算しております。

※介護職員処遇改善加算Ⅰ…所定単位数×加算率8.3% 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ…所定単位数×加算率2.7% (所定単位数とは、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数です)

※状況により次の加算が追加される場合があります。初期加算(30単位/日 30日限度)、入院・外泊時加算(246単位/日) 経口維持加算Ⅰ(400単位/月)、経口維持加算Ⅱ(100単位/月)

- ・看取り介護加算(死亡日45日前～31日前…72単位/日 ・死亡日30日前～4日前…144単位/日 ・死亡日前日及び前々日…680単位/日 ・死亡日…1,280単位/日)
- ・ADL維持等加算Ⅰ(30単位/月)、ADL維持等加算Ⅱ(60単位/月)、生活機能向上連携加算(100単位/月)、自立支援促進加算(300単位/月)、排せつ支援加算Ⅱ(15単位/月)
- ・褥瘡マネジメント加算Ⅱ(13単位/月)、排せつ支援加算Ⅲ(20単位/月)

※その他費用

- * 入居時の診療情報提供書代(実費) * 入居時の送迎料金(1,840円) * 入所時健康診断代(実費) * 病院受診や薬代 * 酸素・モニター使用時:酸素療法代(200円/日)・モニター電極代(50円/個)
- ・ディスプレイ代金(400円/箱)・吸引チューブ代金(65円/本)・その他実費相当料金 * 喫茶コーナー(110円/1品)、理美容代(事業者指定による実費負担1,500円~/利用時)
- * 協力病院以外の、ご利用者から指定された医療機関への受診助(所要時間1時間まで1,100円、1時間を超える30分毎に550円を加算します。)
- * ご利用者の希望される特別または固有の食事、施設外外出企画における発生費用、固有の日用品費、訪問販売購入品等については、実費自己負担となります。

居住費・食費に関しては、課税状況や年金収入・資産の状況に応じて4段階に区分されており、市町村への申請により第1段階から第3段階までの軽減措置が受けられます。